

第35回くぬぎ山地区自然再生協議会【議事の経過の詳細】

日時 平成30年3月3日（土）

13時30分～15時15分

場所 川越市南公民館 講座室1号

司会（川越市：武藤）

皆さんこんにちは。ただ今から、第35回くぬぎ山地区自然再生協議会を開会致します。私は、本日の司会を務めます川越市の武藤と申します。どうぞよろしくお願い致します。本日の協議会は約1時間30分、午後3時までを予定しておりますので、ご協力のほどよろしくお願い致します。

会議の開会に当たりまして、当協議会の中島会長からごあいさついただきます。会長、よろしくお願い致します。

中島会長

皆さん、改めましてこんにちは。休みの日にお集まりいただき、毎回ありがとうございます。私はちょっと先週辺りから体調を崩しまして、学校関係なので、修学旅行に行つて、薬を飲み飲み子どもたちを連れて行って、休む間もないですね。学校というのは、ちょうど津波のように仕事がドーッとこの2月、3月やって来るので避けようがない状態で、今日もお聞き苦しい点が多々あるかと思いますが、ご勘弁ください。

一昨日ですか、くぬぎ山に朝ちょっと様子を見に行ってきました。藤本市長もたまたまその日、早朝5時から早起き会みたいなのがあったそうで、僕も行くわということで、2人で久しぶりにちょっと見てきました。今、冬木立という感じですけども、これから一気に芽吹くのかなと、一つ一つ枝を見るとかなり芽が膨らんできていますので、一気に緑が吹くのかなと、またきれいな季節が来るなと楽しみにしているところです。

今回、また審議の中でいろいろ出てきますが、所沢市さんを初めとして、ずいぶんと今頑張らせていただいているところですので、ぜひ本日の協議も実り多きものになりますように、よろしくお願い致します。

司会（川越市：武藤）

ありがとうございました。ここで資料の確認をさせていただきます。まず、左とじのある表紙から資料1から3までとじてあるものと、資料1の差し替えになりますが、カラー刷りの「みんなのくぬぎ山」、そして公開質問状の回答文、あとくぬぎ山地区土地利用現況図というカラーの地図が配布されております。資料に不足がございましたら、お知らせください。

岩田委員

すみません、この前運営委員会で、12月26日付で私のほうで出した質問状、申し入れについて、今日の協議会で配布をしていただくようお願いしたのですが、それが入っていないと思います。その中で、自然環境調査の中間報告書、全員に送ってくださいということでお願いしました。それは全員の皆さんに送られたということは聞いておりますけれども、私の出した申し入れの文書、A4の裏と表があります。それも今日の資料として出していただきたいとお願いしたと思うのですが、出ていないようですが。

事務局（埼玉県：間仁田）

先日、資料として出してほしいというお話まではなかったかと。

岩田委員

いやいや、しましたよ、運営委員会で。じゃ、今、もしあれだったら、これコピーして配っていただきたい。

事務局（埼玉県：間仁田）

ちょっとこの場所が、コピーというのができないところなのですが。

岩田委員

いや、だけど、これ必要です、今日の協議で。お願いします。

中島会長

じゃあ、近くのコピーサービスで。

岩田委員

これの表裏、お願いします。

司会（川越市：武藤）

では、すみません、続けさせていただきます。議事に入る前に、注意事項を2点申し上げます。1点目でございますが、発言する場合は、ワイヤレスマイクをお渡ししますので、議長の許可を得て、お名前を言ってから発言してください。2点目でございますが、受付では本日の出席者総数の確認を行っています。途中で退席する場合は、必ず事務局に伝えてください。以上、よろしくお願ひ致します。

ここで、設置要綱第8条第1項により、退会の連絡がありましたので、ご報告致します。団体会員でありました彩の国緑の推進連絡会の田村博一委員、個人委員の田中偉夫委員が退会されましたことをご報告致します。

それでは、これより議事に入ります。

設置要綱第 10 条第 2 項の規定により、議長は会長が当たることとされています。以後の進行は中島会長にお願い致します。

中島会長

改めまして、中島でございます。座ったままで失礼します。よろしく申し上げます。まずは、円滑な運営を進めてまいりますので、1 時間半ということですが、なるべくその時間よりも早く終われるようにご協力をお願いしたいと思います。

まず、議事に入る前に、設置要綱第 13 条第 2 項に基づいて、議事録署名人の選任を致したいと思います。

本日、福山さんと吉村さんをお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

(両名承諾の意思表示)

中島会長

では、よろしくお願い致します。

それでは、議事に入らせていただきます。

最初に、議事の 1、広報についてです。副会長、お願いします。

足立副会長

皆様のお手元にあると思いますが、まず、資料 1 のとじたものではなくて、「みんなのくぬぎ山」のここに写真が入っている部分、別な紙で行っていると思いますが、この文章は読みません。中島会長がここはいろいろ気を使いながら書いてくださいましたので、これを読んで問題なければこれで進めたいと思います。

次のページ、これは資料 1 のとじたものです。保全管理イベントが今までは 2 回あったのですが、今年はいろいろな事情がありまして、1 回計画したところ、大雪で駄目になってしまったので、今年各グループがやったもの、特にちょっと子どもたちが頑張っているところを載せました。左側が、こどもエコクラブのメンバーがやっています。右側は、風の森狭山台みどり幼稚園と所沢市内の中学生と一緒に保全活動をしているところの写真です。

その下ですが、所沢市域の特別緑地保全地区指定が拡大されるということで、今、所沢市としては各方面に働き掛けてくださっていますので、地権者の方の説明会も始まっていますし、いろいろう手続が始まっていますので、それを載せました。地図を、特にどこがどうだか分からないということで、地図を上から見たもので、黄色の部分が特別緑地保全地区に指定されているところです。赤の部分がこれから、本当は所沢市さんにご説明いただいたほうがいいのか。

奥村委員

いいです、どうぞ。

足立副会長

分かりました。赤の部分が、今、拡大しようということで、地権者説明会も済んで地権者さんの申し出を今聞いているところで、近々、都市計画のほうにかかると話聞いています。

もう 1 つ、おまけというか、すごいんですが、このブルーの部分がこれから所沢市域の全域を特別緑地保全地区にかけようという検討を始めたところなので、皆さんにも、地権者の方にも、子どもたちにもお知らせしたほうがいいのではないかとということで、ここに載せました。

どうしてもこれをやる上に、特別緑地保全地区の指定をしたらそれでおしまいではなくて、地権者さんの協力がないと進まないことなので、「みんなのくぬぎ山」はいつも地権者さんにも送っていると思いますので、今回も地権者さん全員にこの「みんなのくぬぎ山」が送られるということを私は願っております。

右側ですが、前のくぬぎ山地区自然再生協議会の会長でもありました犬井先生が、東京新聞にとてもすっきりした文章が載っていたので、犬井先生にお電話したら、くぬぎ山のためになるなら使っていいよという形だったので、一言一句変えずにそのまま載せました。先生いわく、写真まで載せるのかという話でしたが、写真がないとめりはりがありませんという形で、写真を載せました。

その次、最後の 4 ページです。これはいつもやっていることで、自然再生活動にご参加くださいというお願いと、その下に、29 年の 10 月までにどれぐらい開発があったのかという形と、いつも抜けていたのですが、特別緑地保全地区がどれぐらいかかったのかというのも皆さんに知ってほしいので、緑で今回から入れました。全体的にどれぐらいの開発がされているかという形も数字で出しておりますので、分かりやすくてできたと自負しておりますが、皆さんいかがでしょうか。

中島会長

それでは、それぞれいろいろご意見があるかもしれませんので、この広報紙で、この表現、あるいはこのところは少し修正したほうがいいのではないかと意見がありましたら、お願い致します。いかがでしょうか。

梅本委員

県のみどり自然課長の梅本です。会長にいろいろお気遣いいただいて文章を書いていただいて、行政側が困らないようにという趣旨で書いていただいたと思うので、確認というか、県として 1 カ所だけちょっと気になっているところがございます。下から 8 行目ぐら

いのところから、「県についても」というところで、なかなか知事のタイミングがとれなかったもので、首長という話を書けなかったということで、こういう文章入れていただいたと思います。買取財源の確保ですが、財源について、「県についても買取財源の確保とともに」と書いていただくと、特緑の場合、指定されると、それぞれ買い取る場合に国と関係市町と県とそれぞれ負担が生じるものですので、県に限らず、3市1町さんのほうも財源の確保が引き続き必要になってくるころだと思っています。

そこについては、覚書があって、それぞれの負担割合というのは決められているので、それぞれの応分の負担をしていくというところに認識の齟齬はないと思いますが、「県についても買取財源の確保とともに」となってしまうと、県だけが確保していくかのようになってしまうので、そこをできれば「県と3市1町で買取財源の確保に努める」とかという表現にしていただけないでしょうかというところ です。

足立副会長

県の課長さんから今そういうご意見をいただきましたが、この文章をまとめるのに当たって、外から見ると動いているかいないかということが大事なんですね。現に、くぬぎ山全体だと、所沢市域だけということではあります、動き始めているので、県と市町という言い方をしなくても、一般の方にはそれで分かって、これから頑張るって動くんだという形でこの文章をまとめさせていただきました。ですから、できましたらこれで進めたいと思います。

中島会長

補足ですけれども、読み取っていただけると、例えば市ごとに温度差があるんですね。ある市を攻撃するような形になってはまずいから、その首長さんが読んだときに、これはうちの市のことを言っているんだろうというふうになってしまうと、これまた気分を害してしまうのではないかと、ここはあえて県というふうには、ある市では一切財源の確保はできないというふうには上の方がおっしゃっているという話も聞いているので、ここにそれを並べてしまうと、うちはそんなこと言った覚えはねえぞと、担当者のところにはこれ何なんだというふうに言ってこられると担当者も気の毒かなと思ったので、県については、そもそもがそのための財源を確保するというので上田知事もずいぶん前に話をしたということはこちらに記録として残っているので、それが引き続きあるという意味で書かせていただいているので、当然ながら市町も財源の確保は必要だということはそれぞれお分かりになっているかと思いますが、その辺のところはよろしくお願ひしたいというところ です。

私は、とにかく地権者の方々が安心して、いずれ買っていただけるんだな、だから、今ここで慌てて手放すことはやめようというふうには思っただくことがまず一番大事なので、それが分かるように書かせていただきました。中身を見ると、犬井先生の記事は、逆

にかなり厳しい表現で書かれているので、そこが例えば酸性だとすると、私はアルカリ性で何とか中和を図った上で、安心してもらおうという表現になっているので、この部分も特定のところにしわ寄せが行かないような表現にさせていただきました。そんなところをお酌み取りいただければと思います。

梅本委員

趣旨はそういうことだと私は理解しているのですけれども、県としてもそこはちょっと一言だけ、どうしても直してほしいとかそういうことではなくて、認識として、3市1町さんも含めてというところを確認させていただきたかったので、文章についてはこのままで進めていただいて構わないです。

中島会長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

富田委員

川越市の富田です。会長さんたちうちのほうの市長との面会ですが、いろいろ調整したのですが、なかなかうまくいかず、実際には会うことができてないんですね。議会も始まっていまして、本来だったら最終的に昨日ということだったのですが、また議会延長なりまして、昨日も16時半ぐらいまでやっていたので、面会がかなってないんですね。これはいつ発行されるのですか。

中島会長

これは4月の頭に配られることにしているので、速やかに首長さんに会わないとここに書いてあることがうそになってしまうので。ずっとこの原稿、県に出そうと待っていたんですね。全ての首長に会うまではちょっと出せないというので、県にせつけられたのですが、ちょっと待ってくれということだったので待っていたのですが、もうタイムリミットだったので今日出させていただきました。とにかく一言でも言葉を交わさないといけないかなと思って、発行するまでにはお願い致します。

富田委員

注力しますので、よろしく申し上げます。

中島会長

夜討ち朝駆けで毎日行きます。

ほかはいかがでしょう。

岩田委員

基本的なことですが、一面の中島会長の文章の中で、富良野の自然塾を訪ねたとあるのですが、そこで案内してくれた方も中島さん、同じ名前なんですか。

中島会長

そうなんですよ。

岩田委員

それで、ここで中島さんとなっちゃうと同じなので、もしあれだったら、この中島さんフルネームで入れたほうが読者の誤解を招かないんじゃないかと思って。

中島会長

そうですね。

岩田委員

私もちょっと、あれ、中島さんって会長かと思って。

中島会長

この人、山鳥の嶋かなと思ったのですが、よくよく見てみたら私と同じ中島で。

岩田委員

じゃ、中島何とかさんとフルネームにしていれば。

中島会長

はい、下も聞いておきます、電話して。

広報紙のほうはこんな形でいいですか。すみません、ありがとうございました。

それでは、この辺のところお願いして、下のほうに、藤本市長とたまたま一緒になったので写真を撮らせていただきました。字が小さいのでよく分かりにくいところもありますが、少し分かりやすくはしたいと思います。よろしくお願ひします。

続きまして、役員を選任についてということで、まず、会長の選任からですが、立候補、推薦ございますか。

福山委員

福山です。今、会長のお話を伺っていて、非常に大変なのが分かった上で、この人しかいないという思いで推薦させていただきます。現会長の中島会長を次期の会長に推薦致します。

中島会長

では、よろしいでしょうか。私で引き続き認めるよという方は挙手をお願いできますか。

(賛成者挙手)

中島会長

ありがとうございます。それでは、引き続き私がやらせてもらいますが、どれぐらい仕事できるか、本当に毎年毎年不安なのですが、よろしくご協力お願いします。

続きまして、副会長について、立候補、推薦ございますか。

はい、お願いします。

吉村委員

吉村です。今現在の副会長さんお二人とも、大変だと思いますけれど、お願いしたいと思います。

中島会長

現副会長の横山さんと足立さんということですが、それ以外に誰かいらっしゃいますか。

それでは、別々にこれはやらなきゃいけないかなと思いますので、まず、横山さんを引き続き副会長でお願いしたいという方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

中島会長

はい、いいですね。では、もう一方、足立副会長を引き続き承認してくださる方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

中島会長

ありがとうございます。では、三役代わりません。代わり映えはしませんが、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、最後に監事の選任を行いたいと思います。立候補、推薦ございますか。

どなたか推薦していただけると一番いいかなと思いますが、立候補でも、監事やっただければ。

足立副会長

上田さんと田島さんに監事をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

中島会長

いかがでしょうか。まず、田島さんいかがでしょうか。

田島委員

皆様がよろしければ。本当に活動、私も欠席することが多いのですが、土日になりますので。微力ではございますが、皆さんがよろしければ、1期ですけれども、やらせていただければと思います。

中島会長

ありがとうございます。それでは、田島さんについて、監事をお任せしてよろしいという方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

中島会長

全会一致ですね。ありがとうございます。
それでは、上田様いかがでしょうか。

上田委員

微力ながら協力させていただきます。

中島会長

ありがとうございます。では、上田様に引き続きお願いしようということで挙手をお願いできますか。

(賛成者挙手)

中島会長

全会一致です。ありがとうございます。

それでは、田島委員と上田委員に監事をお願いしたいと思います。

以上で、役員が選任されましたので、来年度の体制ができたかなと思います。ありがとうございました。

特にここで一言あいさつといっても、あいさつも何もないと思うので、先に進めさせていただきます。

足立副会長

田島さんは、風の森狭山台みどり幼稚園の方で、会議に時々欠席とおっしゃいましたけれども、活動においては、1年間に何回も子どもたちがくぬぎ山に入って活動しています。

中島会長

よろしくお願ひ致します。

では、議事に戻ります。

続きまして、議事の3、運営委員会委員の選任についてでございます。

運営委員会の委員につきましては、設置要綱第11条第5項に、会長及び副会長が推薦し、協議会の同意を得ることとされておりますので、こちらのほうから引き続きお願ひしたいと考えております。参考資料3の委員名簿をご覧ください。

団体の委員2番の足立副会長、9番の須永さん、12番の吉村さん、13番の岩田さん、個人委員12番の勅使河原さん、個人会員の13番の私、そして14番の福山さん、16番の横山副会長、21番の志村さん、そして川越市、所沢市、狭山市、三芳町、県、以上の委員を運営委員に推薦します。

いかがでしょうか、ご異議ありませんか。承認していただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

中島会長

全会一致ですね。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

では、この委員で運営委員会を進めてまいります。

ここからが協議になるかと思いますが、議事の4、その他に入ります。

まず、実施計画についてです。今、資料をお配りしますので、少々お時間をいただきます。

(資料配布)

中島会長

今、資料は、くぬぎ山地区自然再生事業実施計画策定業務共通仕様書(案)というのをお配りしました。本協議会の実施計画の作成がいまだできておりません。全国には25の協議会があるのですが、ほとんどの協議会は全体計画とともに具体的にどう進めていこうかという実施計画が作成されています。ただ、多くの協議会の場合は公有地でありますので、比較的实施計画を作成するのは容易であると言えるんですね。ただ、このくぬぎ山については、25の協議会の中でもかなり特殊な協議会で、このエリアのほとんどが民有地であるということで、地権者の同意なしにこの土地をこういうふうに使っていこうとか、こういうふうな再生をしていこうみたいなことを勝手に決めていくことはできない、地権者の同意を得ながら進めていかなければいけないということで、なかなか実施計画作成するところには至りませんでした。

その中で、それでも公有地化をどんどん進めていくためには、何より実施計画の作成がなくてはならないだろうと、できるところからまず始めていこうということで、一昨年、県のほうの課長さんからのお話もありましたので、小委員会を立ち上げて、実施計画をこ

ういうふうに作っていかうという案を作成してきました。昨年から実際に県が環境調査という形で着手はしたのですが、作成に当たって動き出してはいるのですが、なかなか足並みがそろわないということがありましたので、いよいよ来年度本格的に実施計画を作成していこうと。

いろいろな問題があるので、運営委員会の中で何度も話し合いをしました。土地を担保しなきゃいけないので、買い取りということがどうしても引っ掛かってきます。そこで、どういう形で実施計画を作成したらいいんだらうということで協議をした結果、前回の運営委員会の中では、所沢市さんが既に特緑の指定をかけていって動きが一番先に進んでいるので、所沢市さんの動きがスムーズになるように実施計画を作成したほうがいいんじゃないかという意見がありまして、今回、共通仕様書にあるような所沢市の部分の実施計画を1つつくるといことと、それ以外の部分を県が中心に取りまとめ役となって、狭山、川越、三芳というところで実施計画をつくっていったらどうだろうかといこととで運営委員会の中では話が進みました。

ただ、所沢でつくって、県でつくってといことになると、内容が全然違ったものになっては困るので、共通でこういう実施計画をつくるんだといこととで、共通仕様書が必要だといこととで、今回、小委員会のほうに依頼もありましたので、小委員会のほうでこの共通仕様書といものを作成させていただきました。

これをもとにして、例えば所沢とほかの部分とで実施計画を別々につくることについても、同じ内容で仕上がっていくといことになるだらうとい考え方で、今日はこの内容について少し協議をしていただきたいなと思っています。

まず、この実施計画の共通仕様書を作成した小委員会のほうから説明をさせていただきますので、よろしくをお願いします。須永さん。

須永委員

小委員会の須永です。今、中島会長から経緯についてのお話がありましたけれども、もう1回おさらいさせていただきますと、今日の資料、参考資料のところ、「みんなのくぬぎ山」の後に設置要綱といものが出ております。ここの中で、ページがないのですが、参考資料1の2枚目のところとです。第12条に小委員会とい項目があります。自然再生推進法の中でも必要に応じて小委員会等で具体的な議論を行うといことを踏まえて、この協議会の設置要綱の12条でも小委員会といことが設けられております。

中島会長のお話もありましたように、一昨年、実施計画のための小委員会といものが立ち上がりまして、たしか昨年も、ちょうど今ぐらいの時期、3月の協議会で実施計画の素案的なものはこの場で報告させていただいて、ご承認を得たとい状況になっています。

その後、今年度については、ご承知のように自然環境調査を行うといこととで、実施計画はできていない状況ですけれども、来年度に向けてどう進めるかといこととで、大きく2つ課題があると思えます。1つは、そのフレームの問題です。具体的にどの場所をどうい

ふうに進めるかと。先ほど来お話がありましたように、「みんなのくぬぎ山」にも所沢市域のご紹介がありましたように、所沢のように特別緑地保全地区を段階的に全域にかけていこうというところから、そういう状況にないところまで、この資料の3ページに色分けがありますけれども、そういう状況の違い、進捗の違いということで、どういうふうに捉えたらいいのかと。運営委員会の中では、現実的には2つに分けて、所沢市域が先行している状況を足引っ張らないということもあって、1ページに戻りますけれども、一番上、あるいは2の対象区域と書いてありますが、大きく2つに分けるといいのではないかとということが方向として示されたということです。

いずれにしても、全体構想というアンブレラといいますか、全体の傘の下で、それぞれ実施計画を共通の形で実現させていくということになるわけです。そうしたときに、それぞれがばらばらにつくるということだと具合悪いという話もありまして、特に所沢市のほうからは先行して進めていただいている経緯もあるだけに、なるべく早くどういう内容の実施計画を検討していけばいいのか、共通仕様書という言い方してはいますが、それを小委員会のほうに依頼がありまして、急ぎょこういったものを用意したということでございます。

本来、役所ベースの話もあるので、こちらの小委員会でどこまでつくっていいのかということありましたけれども、つくってほしいという依頼があったと私も聞いておりますので、これを小委員会で検討して、今日場でさらにご検討いただければということです。

ですから、フレームの話が1つと、実施計画の中身の話、どう検討進めるかという話、大きく2つあるわけです。2番目の中身については、4番目、業務内容と書いてありますが、全体として1ページ、2ページにわたって8項目ぐらいの内容で実施計画というのは考えたかどうかという構成になっています。

1番目が計画準備ということで、ご承知のように、この協議会で取り組んでいる自然再生事業というのは、自然再生推進法、あるいは自然再生基本方針、こういった国の大きな枠組みの中で示されたものに基づいております。それから、平成17年にこの協議会でくぬぎ山地区全体構想という大きな方向性を示す構想が策定されていると。それから、くぬぎ山地区の自然環境調査、今年度もやっているわけですが、これは、過去、行政レベルで行ったものとNPO等で行ったものとさまざまあると思います。それから、この協議会で提示された資料ですとか、議事録ですとか、こういった関連資料というのはよく踏まえた上で進めないといけないということで、1番目はそういった計画準備をきちんと検討しないといけないですねということです。

2番目が、自然環境条件及び社会環境条件の整理解析ということになっております。それぞれ対象とするくぬぎ山のエリアの中で、1つは自然環境の再生ということが目的ですから、その自然環境の条件、地形ですとか、植生ですとか動植物、こういったものがどこにどういうふうに分布しているか。それと社会環境、これも先ほど会長のほうからお話がありましたように、かなり民地が多いということなので、それを守る上では、これも一昨年とい

うか、その前の年ですか、地権者アンケートをやっておりますので、そういった地権者の意向、それから現状の土地利用の状況、あるいは道がどういうふうに通っていて、どこがどういうインフラがあるのかといった実態、こういった自然環境と社会環境の条件ということをしちっと押さえて、計画の中に反映させるべき課題とか方針を取りまとめるという段階があると思います。

それから、3番目が、自然再生の取り組みというのが、一番最初からですとくぬぎ山について平成14年から長きにわたって続けられておまして、それはもちろんこの協議会自身のイベント等もありますし、あるいはNPOですとか、事業者の方々が自然再生に資する活動をさまざまにやっておりますので、そういったものを聞き取りをして、どういう成果が上がっていて、何が現状の課題なのかということヒアリング等で明らかにするという段階があっているのかなということが3番目です。

それから、4番目が、全体構想というのが先ほどもつくられているというお話をしましたけれども、その中では、実際の林をどう保全するか、それと管理活動等の下草刈りですとか萌芽更新、そういった環境の管理関係、それから、一回失われたところについてどういうふう再生するかということ、それから、環境資源を使って、地域おこしといいますか、環境教育といいますか、そういう最大限自然を損なわない前提でどう活用するかと、大きくはこの4つの課題に分けられるということで、昨年の実施計画の骨子でまとまっております。こういった4つの観点から、それぞれここで何ができるのかという、まさに4つの計画の内容についての検討を行うと。もちろん全体構想との整合ですとか、あるいはある程度行政計画としての側面もありますので、実現の可能性ということも含めて検討していかないとけないということが4番目です。

それから、5番目に、実際の実施計画全体の案の作成ということで、4ページ目に実施計画書の目次と。これも去年の3月の時点で提示して了解されているものです。実際の実施計画書というのが冊子としてまとまるわけですが、こういった要素、これの目次の構成については、自然再生推進法ですとか実施方針ですとか、その中で示されているものを中心に構成された目次になっております。

これを肉付けしていくような形の冊子にしたものが案になるわけです。当然、これについても、ほかの地域で全国的に行われている実施計画も参考にしながら、合意形成が可能な内容にする必要があるだろうと。あるいは共通仕様書ということですから、それぞれの地区、地域ごとに、市町ごとに状況に違いがあるので、ある程度これはベースとなるものですがけれども、その地域の実情を踏まえて目次構成等も変える必要があるのかなと思っています。

それから、6番目については、自然再生推進法の中で実施計画は協議会と十分に協議をなさうということが位置付けられているものですから、この案を皆さんに諮って了解を得るというプロセスが必要ですので、ここの小委員会、あるいは運営委員会、そういったところでとりあえずキャッチボールして、年度末、来年度の3月の本協議会で承認を得るよ

うな、そういったスケジュール感で進めていくと。当然、そういった合意形成の必要な会議の中で必要なキャッチボールを行う必要があるでしょうということです。

あとは、打ち合わせ協議ですとか、報告書の作成ですとか、この辺は当たり前のことですが、大きくは、繰り返しになりますけれども、フレームについての話、実施計画の中身についての話、これについて議論していただければいいかなと思っています。

中島会長

ありがとうございます。それでは、ちょっと整理して話し合いを進めていきたいと思えます。

まず、区割りが A と B と 2 つに分かれています、これについては後ほどということにしていきたいと思えます。

共通仕様書の 1 番から 4 番まで、5 番は細かい目次になりますのでご意見また出るかもしれませんが、1 番から 4 番の (4) まで、何かご意見、ご質問等ございますか。

業務の目的、対象区域はちょっと除きます。履行期間、業務内容、自然環境条件、社会環境条件の整理解析、自然再生活動の取組成果、最後に実施計画の骨子及び主要課題に関する計画内容の検討、ここまでの間でいかがでしょうか。

特に県と市町、行政の関係が多く関わってくるかなと思うのですが、これについては大きな内容的に問題はないかなと思えますが、これはよろしいですか。

それでは、今言ったところまではとりあえずはご意見がなかったということで、こういう形で考えていったらいいだろうということで確認をしたいと思います。

続いて、(5)、(6)、(7)、(8)、特に (6) については、下から 2 行目、年度末に開催予定の同協議会で承認を得るものとするということで、とすると、年度末、この予定でいくと、履行期間が 31 年の 3 月 29 日ということになりますと、これは 1 年後、平成 31 年の 3 月、1 年後にこの場に実施計画の案が出されるというような共通仕様書になっておりますが、その辺のところはいかがでしょうか、スケジュール的に。1 年後の今日時点で。

足立副会長

実施案の説明は今日ですね。違いますか、来年ですか。

中島会長

須永さん、(6) の年度末に開催予定の同協議会承認、これはつくった実施計画案が出されるということですね。そういうことは来年ということですね。

須永委員

そうです。

中島会長

今、この場ではないということですね。つくる側はこれ大事ですからね。1年後、案として。県のほういかがですか。

梅本委員

われわれも平成30年度予算を、計画に関する予算を今要求している段階で、ちょっと運営委員会のときは奥歯に物が挟まったような言い方しかできなかつたのですが、その後議会も開会致しまして、予算案という形で、今、計画策定に係る予算を計上しているところです。もちろん議会で審議をいただいた上で、通ればというところにはなりますけれども、予算としては要求しているところです。

それはもちろん計画策定の予算、お金ということととっていますし、普通、行政の予算というのはそれ相応の理由がないと繰り越しはできないものなので、いずれにしても委託する業務というのは単年度で終えないといけないという、委託する事情として、一般的な話としてございますので、もちろん委託業者のほうにも協議会に諮って協議会の審議を得るというところまで行っていただきたいというのはあるのですが、仮に協議会でもめるようなことが、承認が得られないみたいなことになったら困ることは困るんですけども、そこで承認が得られないから契約不履行になるみたいなのは、ちょっとここについては、実際委託する業者が、仮に得られなかった場合はどうなるんだというところは、ちょっと今一読した限りですが、気にするかなというか、もちろんうちもここで承認を得たいと思っていますし、協議会で諮ることはもちろんそのスケジュール感で進めたいと思っていますが、承認を得るというところまで、もちろん目標はそうなのですが、仕様書にそういうところまで書くものなのかどうかというのももちろんあるのですが、業者のほうがそういうところ引っ掛かったりしないかなというのが、ちょっと気になるというか、県としてというか、行政側としてはもちろんそこまで入っていたほうがいいとは思いますが、一般的に委託するときにそこまで入っているものなのかというところは、疑問というか、そういうのはちょっとありますけれども、協議会に諮るという意味では、そのスケジュール感でこちらとしても問題ないと思っています。

中島会長

今の県の意見に対して大丈夫ですか。須永さん、何かありますか。協議会に諮るということでもいいわけですね。協議会のこの場に出せるという形になっていけばということですね。

須永委員

先ほども申し上げたのですが、本来これ役所ベースの話なので、私どもの小委員会でぜひともつくってほしいというので、理想的な状態だということになるだろうと。

あともう 1 つは、今、課長のほうからも予算絡みの話出ましたけれども、予算もどういう規模だったらこういうことができるのか、そういうことも当然ありますが、その辺がない中で、一般論というか、望ましい形としてはこういうものがあるということで、協議会の中にご説明してご了解得たらということです。

中島会長

あくまでも小委員会の立場で、行政の立場でつくったわけではないので、小委員会としてはこういうのが一般的だということを出させていただいたので、この形で頑張っていたら。こういう認識でよろしいでしょうか、われわれ委員全体としては。

このままいくとなると 1 年後ということになりますけれども、そのときに実施計画の案がわれわれに示されてくるということで、そういう確認をしたいと思いますので、よろしくお願いします。承認という形では今はとりません。

次、7 番と 8 番、これについては特に問題ないかなと思いますので、(5) の目次を見てください。

これは実は、去年、1 年前にもこれと同じものを同版で出したと思います。実施計画の中身が具体的にはこういうものが含まれてくるということです。4 ページにあります。これについて何かご意見等ありますか。これも、あくまで小委員会のほうでこういうのがあったらいいということをつくったので、それぞれの行政の立場でいけば意見もあるかなと思いますが、それ以外、委員さんでも何かありましたらお願いします。

特に意見がないようですので、よろしいですか。実はこれ、前回、1 年前にこの案を小委員会を出して、これで進めていこうということで提案したものです。初めて出すものではありません。結構多岐にわたった内容になるかなと思いますが、この共通仕様書にのって実施計画を作成していったらいいかなと思います。

区割りを除いて、この共通仕様書で実施計画の策定を進めていっていいかどうか、これは承認をとりたいかなと思いますので、よろしくお願いします。

これで進めていくということで同意してくださる委員の方は挙手をお願い致します。

(賛成者挙手)

中島会長

行政の方も大丈夫ですか、承認しますか。それでは、よろしくお願いします。ありますか。所沢市さん。

奥村委員

所沢市みどり自然課の奥村でございます。一応共通仕様書として今日提示されたことについては、非常によかったなと思います。ただ、その提示があまりにも急で、その内容の精査という時間が行政側になさ過ぎるのかなと感じがしています。

この4ページの目次等を見ますと、骨格としてはこれでもいいのかなという感じはするのですが、いざ発注するというになると、この骨格に表せない細かい部分というのが出てくると思うんですね。当然それぞれの市町で実施計画を進めていくとき、それから最終的に埼玉県さんのほうで1つにまとめるという作業がある中で、各市町と埼玉県さんのほうとちょっと話をさせていただいて、細かい部分についてはさてどうなのかということ、少しやらせていただければありがたいなと思っています。

ですので、今日これから決をとるところの理解としては、骨格としてはこれでいきたいと思います。ただ、詳細の細かいことについては、実施者となる市町、それから県のほうで、あまり長い時間はとれませんけれども、限られた時間の中で詳細については調整を進めてほしいというようなことで、皆様にご理解いただけるとありがたいなと思います。

中島会長

今、すみません、ちょっと中途半端な形で手を挙げていただきました。私もそういう風にとにかく、やはり細かい部分で、実施計画を作成するに当たっては、この目次の項目がかなり多岐にわたりますので、1年間というスケジュールの中で、また予算が確定していないような状態の中で、全てを網羅するのは難しいかなとこちらも考えていますので、骨子はこの共通仕様書でつくっていただくと。詳細については、各市町で協議していただいて、運営委員会の中では必ず協議を進めると、市町だけで進めるのではなくて運営委員会の場でも協議をしながら、委員のほうとの意見を調整しながら進めていくという形で、大筋この共通仕様書で進めていただくということで全体の理解としたいと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。それでよろしいですか。それで行政の方大丈夫ですか。多少の揺れはあってもいいと、最終的に運営委員会のほうで詰めるということになる、大筋はこれでつくっていただくと。

梅本委員

すみません、県のみどり自然課でございます。所沢市さんに同調ということで、こちらからもというところではあるのですが、先ほど須永さんがおっしゃっていただいたとおり、行政の立場というより、小委員会として出していただいたところもあると思いますので、一般的に行政がつくる仕様書という意味では、ちょっと細かくなったりする部分はもちろんありますし、そのやり方みたいな、仕様書の構成としてというところも出てくると思いますので、そこはもちろん今出ている仕様書をベースに詳細な部分というところを詰めさせていただきますたいなと。

もちろんその状況については運営委員会のほうにご報告するというのが、齟齬が出てこないのかなと思うのですが、いかがでしょうか。ちょっと時間もない中で、運営委員会ちゃんと開いてやりたいと思いますが、委員の方々にどのタイミングでお知らせするかということもあると思うのですが、運営委員会の皆様方に、県と3市1町と話し合って詳細に

こういう形で進めたいと思いますというので、お諮りするとか、というのがいいのかなど思っているのですが。

中島会長

運営委員会で話し合いをする、意見交換することはいいですね。でき上がったらこれで報告じゃなくて、協議をするということでもいいですよ。

梅本委員

いいです。

足立副会長

すごく心配していることは、各市町が予算要求をしていくかどうか、全部が予算要求していて動くんだったらこれは1年で完成するだろうけれども、予算要求が出ていないところはどうか、そういう問題も現実に出るわけですよ。そういうことを一切まだ担当者の方にお聞きしていないので、できましたらこの場で、議会に予算要求していることを個々にお話しいただきたい。

それともう1つ、小委員会が少し絡んでいかないと調整がうまくいかないんじゃないかなと私は感じています。行政だけの話し合いでやるのも結構ですけども、結局これだつて小委員会が頼まれてつくっているわけですから、そのところがある程度知恵の持っている者とか、みんなで出し合わないと、でき上がらないのではないかなと感じていますので、各市町さんがどういう状況かは、今、お聞きしたいです。

中島会長

ちょっと今、別の議題が出てきたのですが、市町の予算要求の状況はどうかということを確認した上でないと、果たして1年ででき上がるのかということがはっきりしないということなので、そのところちょっと市町、回答していただいてよろしいですか。今言える範囲でしかないとは思いますが、お願いします。

富田委員

川越市ですが、予算要求はしています。予算要求締め切りが、川越市ですと、10月頭に来て10月3週目ぐらいですぐ締めるのですが、例年ですと、川越市も財政厳しいので前年度の2%減なんです。今年度については、当初から3%減という厳しい通知が来まして、それでも新規事業ですのでこちらきちっと要求はさせてもらいましたけれども、ただ、私どもの段階で要求して、財政当局へ行く前の段階で、最初の積算が400、根拠がちょっとどうなのかなということ、頑張ったのですが、全部は要求できないということで、一応出しています。ですから、この積算がちゃんとしていないのに予算要求出すということには

よっとあんまり考えられないのかなと私は思うのですが、一応要求はしていることはしています。

奥村委員

所沢市のみどり自然課の奥村でございます。このお話が出たのが少し遅くて、通常の新年度予算の組み立てを行う時期からだいぶ遅れてお話をいただいたということがあって、果たしてどうかなと思っていたのですが、その後いろいろあって、言ってしまえばねじ込んだような形をとったのですが、所沢市の場合は、財政課、それから企画、両方の部門のヒアリングは終了しまして、その後市長査定というのがあります。これは市長が施策を推進していく中でこの事業は新年度どうかということで市長としての判断というものをするわけですけれども、その市長査定でも一応オーケーという形はとれています。

あとは、先ほど皆さんからも出ているとおり、今 3 月議会に予算を上げておりまして、まさにこれから、来週から新年度予算の審議に議会のほうで入っていただくということで、それが承認されれば、めでたくというか、実施計画の着手にかかれるのかなと、ちょっと議会待ちという状況でございます。

丸井委員

狭山市、丸井です。よろしくお願ひします。狭山市はちょっと状況さらに後退しておりまして、当初予算では見送りと。理由としては、今、こういうふうにまさにスキームであるとか中身の検討を始めた段階ですから、何をどうするかきちんと説明ができない状態で予算の確保は難しいだろうという財政当局の判断がありました。ただし、こうやってくぬぎ山の協議会で皆さん議論している状況は重々承知しております。

ということで、仮にこの 30 年度中の計画ということになりましたら、早急に中身を精査して、一応の予算を補正でのつけていくということで話を進めております。

早川委員（代理：小川副課長）

三芳町、本日、環境課長早川の代理で来ております副課長の小川と申します。どうぞよろしくお願ひ致します。

くぬぎ山地区自然再生事業実施計画の策定に関しましては、三芳町独自の仕様でとりあえず参考見積もりを取ったその数字を予算計上しております。既に議会が始まっておりまして、予算審議、来週、再来週辺りになるかと思ひます。とりあえずそちらには諮る形になっております。

梅本委員

県はよろしいですか、先ほどお話ししたとおり、スケジュールとしては、うちも来週、再来週、3 月末まで、ぎりぎりまでという形でご議決いただければという状況です。

中島会長

厳しい状況の中それぞれ行政のほうで頑張ってくださいっているということだと信じていきたいと思いますので、この後もよろしくお願ひしたいと思います。

今の件で、いいですか、副会長。

足立副会長

はい。

中島会長

では、もう 1 点、この協議に当たっては、運営委員会だけではなくて、小委員会のほうの意見も聞きながら進めていったほうがいいだろうという副会長の意見ですが、そのことについても県のほうは構わないですよ。これをつくっているのは小委員会で、法令にのっとってやっていますので。

梅本委員

はい、どうぞ。

中島会長

そういう形で進めていきますので、声を掛け合いながらよろしくお願ひしたいと思います。あえて挙手という形はとりませんので、今ここで確認をしていきたいと思いますが、再びになりますが、このフレームで進めていくということで委員さんのご了解いただいて、運営委員会の中で出た意見については逐次お知らせできるようにしていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。1 年後には実施計画がやっとここにあらわれてくるということになりますので、光明が見えたなという感じが致しますので、よろしくお取り組みお願ひしたいと思います。

最後、この区割りについてです。運営委員会の中でも二転三転しているんですね。実際に 152 ヘクタール全部をかけた実施計画を 1 つ県中心につくっていかうというのが一番最初の話だったのですが、所沢市だけが特緑の指定をかけるということになってしまったので、所沢市さんが動きやすくするには、所沢市のエリア等で実施計画を 1 つつくり、県のほうは川越市さん、狭山市さんと一緒にそれ以外のエリアをつくっていかうと、これを合わせていかうというような形にしたらどうだろうか。ですから、この共通仕様書が出てくるわけですね。2 つ別々につくっていかう中で違ったものができてしまふと困るので、共通のもので合わせていきやすいようにしようということだったのですが、この区分けについて、さらにいろいろな意見が出てきているような話も聞いておりますので、これについて意見交換をしていきたいと思います。

まず、どうでしょう、所沢市さんのほう。

奥村委員

所沢市の奥村でございます。この実施計画の進め方につきましては、前回の協議会でちらっとお話が出て、さらに前回の運営委員会でもちょっとお話が出たのですけれども、今、会長のほうからお話があったとおり、所沢市が今後やりやすくするために、3市1町で作成してそれを最終的に県がまとめるという最初のお話ではなくて、所沢市が単独で所沢地区については実施計画を策定してはどうかというご意見をいただいたところです。

私のほうでもちょっと申し訳なかったのですが、前回の運営委員会のほうではどっちでも可能かもしれないというお話をさせていただいて、その結果、今日の協議会に2本立てかどうかという、そういうような議案になっているということです。

一応、前回の運営委員会が終わった後に、私も市のほうに持ち帰りましていろいろと検討を行いました。それで予算を確保するに当たって、先ほどもご説明したとおり、企画ですとか財政のほうとかいろいろと話をしなければなりませんし、議会のほうに予算を承認していただくに当たっても、事業概要調書という説明書等を提出して承認を得ていただかなければならないわけです。その中で所沢市としても、3市1町で実施計画を策定して、最終的に埼玉県さんが取りまとめるという説明をずっとしてきているという状況がございます。

それで、大変申し訳ないのですが、今、議会が開催されているこのタイミングで、急にそうではなくて所沢市が単独で所沢市分はつくっていくんですよという説明がちょっと通らないだろうという結論に達しました。所沢市単独でつくる場合と3市1町でつくる場合、どういう違いがあるのかということも話をしたのですが、いずれにしても、所沢市が予算を確保して、業者を選定して、契約を締結して、そして事業を実施していく、そして完成品、成果品を得るということに関しましては、この152ヘクタールのうちの40.5ヘクタールである所沢市区域分についてのみ実施していくということなんですね。したがって、最初の説明が少し言い方が変わるだけで、実際にやることは変わらなだろうと。3市1町で行うという場合でも、所沢は所沢の予算で実施計画を実施していくわけだから、成果品としてもそれなりのものが上がってくるだろうしということで、この共通仕様書のほうにもA、Bと書いてありますけれども、所沢市としましては、当初埼玉県さんのほうからも提案があったとおり3市1町で実施計画を策定して行って、そして最終的に埼玉県さんのほうに取りまとめるという話で今後も進めたいと思っております。

したがって、先ほど須永さんのほうからも温かいお話があって、言い方はあれですけども、所沢市が足を引っ張られるというような話があったのですが、そういうこともないと思っておりますし、また、所沢市が所沢市分を今後策定していくに当たっては、埼玉県さんのほうとも情報を共有していったり、あるいはご指導を得たり、あるいは運営委員会、協議会のほうにも進捗に合わせた報告なりご相談をさせていただくということもしてまいりますので、心配はないと思っておりますので、当初の説明どおり3市1町で作成して、最終的には埼玉県さんがまとめるという方向でご理解をいただければなど、以上で

ございます。

中島会長

ということですが、県のほうはいかがですか。

梅本委員

県みどり自然課です。県としましても、当初、県と3市1町でやっていきたいということをお話していたところで、先日も、それはわれわれから所沢市さんよろしくという話じゃなくて、所沢市のほうがどう思うかによって、その分ける、分けないというのは決めるべき話だろうという話も運営委員会場でさせていただいたかなと思います。所沢市さんがそういう事情なのであれば、ここは当初のとおり県と3市1町でやっていくというのがいいかなと考えております。

中島会長

委員さんの中で何か意見ございますか。

岩田委員

全国環境保護連盟の岩田です。所沢市さんの説明は分かりました。それで、さっきの予算のあれで言うと、狭山市さんが予算計上していないということで、補正でもという話があったので、ぜひ県の主導で補正でも組んでいただきたいと思います。そして、所沢市さんが先行してやっているの、それを3市1町一体でということになれば、やはり予算をきちんと各市お願いできないと、年度末開催予定の協議会で承認という流れになりませんのでぜひお願いしたい。そういう意味で、狭山市さんのほうは補正をきちんと考えていただきたいというふうにお願いします。よろしくをお願いします。

中島会長

ほかにありますか。よろしいですか。

これで元に戻ったという感じなんですね。実際に152ヘクタール全体の実施計画をつくらうというところで、じゃ、誰がつくるんだみたいな話になっていて、ここで各市町がそれぞれ、この共通仕様書がちょうど出ましたので、この共通仕様書に合わせて例えば三芳さんは三芳さんの範囲で考えていただくということになりますし、所沢市、川越市、各市がこうやって動いているという中で、狭山市もこの共通仕様書があればこんな形をつくっていくという具体的なものが示されていますので、補正も取りやすいのではないかとということで、一応152全体でこの実施計画を作成していくということで、この場で確認したいのですが、よろしいでしょうか。ですから、このAとかBという対象区域は全域ということになりますので、A、Bというふうに分けないということになります。

ただ、実際につくるのは、今も所沢市さんの話がありましたけれども、所沢市は所沢市のエリアでこの共通仕様書に従って計画を作成していくと。それぞれの市町でこの共通仕様書を基本につくりながら、取った予算に従ってつくりながら、最終的に県が取りまとめていくという形になりますので、通常の動きは各市町にお任せするという事になっていくかなと思います。埼玉県さんのほうは、ぜひ各市町さんのフォローのほうと、狭山市さんのほうも担当者がずいぶん頑張ってくださいっていますので、何とか県のほうも働き掛けていただきたいなと思います。

ということで、共通仕様書の案が出てきましたので、これに従ってよろしくお願ひしたいと思います。特によろしいですね。質問ありませんね。では、よろしくお願ひします。これで前が見えたかなという感じがしてきました。ありがとうございます。

では、その他で、次は自然環境調査についてです。岩田さんのほうからお願ひします。

岩田委員

先ほどコピーを配って、これもちょっと皆さんに配布していただきたいんですね。

(資料配布)

岩田委員

2枚配らせていただきました。1つは、12月26日付の意見文書を提出したということで、申し入れですね。この中で、1番、2番と裏のほうに私のほうで申し入れたことが書いてあります。自然再生実施計画作成のためには、自然再生協議会へ協議する原則を崩さないでほしいと。2番目は、中間報告書を協議会全員に送ってほしいと。これについては、この前運営委員会でお願ひしまして、皆さんのもとに届いていると思います。この中間報告届いていると思いますので、ご覧になっていただいていると思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

今日は、この中間報告書の中身について議論をしたいところですが、これをやるとかなり時間をとってしまうので、今日は議論は私のほうでは求めません。今日はせっかくみどり自然課の課長さんも見えておりますので、公開質問状という形というか、ここで読み上げるということで県への申し入れをしたいと思います。議論については、今日は時間がないので結構です。皆さんに共通認識として知っていただきたいので、自然環境調査の中間報告が出ていますので、それをご覧いただいているという前提で、ぜひ共通認識としてこれを知っていただきたいということでお願ひしたいと思います。ちょっとこれ、急いで読み上げさせていただきます。

埼玉県みどり自然課の課長梅本様宛て、くぬぎ山地区自然環境調査・中間報告書に対する質問状、全国環境保護連盟の岩田です。

くぬぎ山地区自然環境調査につきましては、平成29年12月26日にくぬぎ山地区自然環境調査の今後の対応に関する意見確認申し入れを埼玉県へ提出し——これは先ほどコピー

をとってきていただいたものです——本年 2 月 14 日付で、くぬぎ山地区自然再生協議会のメンバー全員に、県より、くぬぎ山自然環境調査・中間報告書と現地調査計画書が送付されました。

この調査の実施については、県が昨年 7 月 25 日までくぬぎ山地区自然再生協議会に隠していたことが明らかになり、みどり自然課長が謝罪するに至る不手際がありましたが、今回送付された調査計画書とそれに基づく中間報告書の内容についても、自然再生推進法に基づく実施計画策定のための調査には値しない不備な調査であることが明白です。

私たちの NPO は、全国各地の自然再生推進法に基づく自然再生全体構想や実施計画の策定プロセスを調べるとともに、支援する活動に取り組んでいます。

今回の埼玉県からの送付資料についても、各地で自然再生を進める NPO や専門家に見解を求めました。その結果、埼玉県による調査は単なる動植物の部分的な地点調査にすぎず、くぬぎ山の自然再生事業を効果的に進めていく実施計画作成のデータにはとてもなり得ないとの評価が圧倒的です。

まだ中間報告の段階ですので、最終的な結論は後日提出しますが、税金の無駄遣いにならないためにも、下記に問題点の指摘と疑問点の質問をします。このままでは、調査のやり直しを要請せざるを得なくなりますので、県は真摯な対応をお願いします。

記、1、実施計画策定の最大課題の 1 つが、現状の樹林地の保全方策をどう進めるかにありますが、はなから保全が既に位置付けられている公有地のみを対象とした自然環境調査の実施は、希少動植物の確認箇所を通じた民間樹林地の保全重要性の分析評価に全く役に立ちません。県による自然環境調査の予算確保の検討は、一昨年 10 月ごろからとのことですから、どんなに丁寧に地権者から立ち入りの同意を得るにしても、4 月の調査開始までには十分過ぎる時間があります。県は、当初から、実施計画で最も重要な課題である民地の保全対策に今回の自然環境調査を生かそうとの考えが全くないとしか理解できません。実施計画作成に求められる民間樹林地の保全重要性評価を今回の調査以外にどのように判断するのか、県の考えを明らかにしてください。

2、7 月 26 日の運営委員会において、上記の調査対象地に関する委員会の指摘を受けて、初めて民地の立ち入り許可を得て 9 月から一部民地も調査対象に加えられました。しかしながら、今回提示された資料を見ると、あくまでもくぬぎ山南部の限られた樹林地のみにすぎません。春季から夏季の動植物の最盛期に現地調査が実施されていないことは致命的な欠陥調査ですが、9 月以降からにしても、なぜ全域の樹林地で調査せず、一部のみしか対象地区を広げなかったのでしょうか。

本年 2 月 8 日の運営委員会のときの私の質問に対し、みどり自然課長は、この一部区域を調査すれば全域の動植物の状況が把握できるとのコンサルタント会社からの助言があった旨の回答がありました。一部箇所の調査で民地全域の希少動植物の生息場所等が確認できるのであれば、全域の現地調査などを行う意味がありません。どのような理屈で一部の調査で全域が把握できるか、コンサルタント会社の見解を明らかにしてください。

3、自然再生を着実に進めるために各地で行われている実施計画策定のための自然環境調査では、調査データの信頼性を高めるために、対象地域で動植物調査や自然観察を続けている NPO や研究者等に呼び掛け、幅広い情報収集を行い、調査精度を高めています。自然再生協議会の場を最大限に活用し、そうした調査体制の充実を図っているところが一般的です。

ところが、くぬぎ山地区では、県に委託されたコンサルタント会社が限定された範囲内でわずか 1 年間に数回の調査を行うのみで、信頼性の高い調査結果が得られるとはとても思えません。

また、自然再生事業に精通したコンサルタントであれば、自ら県に申し出て、日常的に自然環境情報を集めている NPO 等との連携体制を構築して調査精度を向上させることを実施していますが、そのような対応も全くありません。

本来は、自然再生事業の趣旨を踏まえ、県が、調査の結果に当たっても連携や共同の体制を考える立場ですが、コンサルタントに丸投げし、コンサルタントはそれをよいことに最も安易で低コストの調査を行っている構図が明らかです。なぜ各地で行われているような調査体制の充実がくぬぎ山ではできていないのか、県の見解を示してください。

4 番、今回、私たちの NPO は、送付された自然環境調査の精度がいかに低いものであるかを検証する取り組みも進めています。くぬぎ山での自然環境の調査資料を持っている関係者へのヒアリングを行っていますが、埼玉県のレッドリストで絶滅危惧 1 類とされるコクランを初めとした希少動植物の確認記録が県調査では漏れており、調査の信頼性に問題があることが明らかになりつつあります。これらの調査は、まとまった段階で改めて指摘しますが、県の調査がずさんな内容である可能性が高いものと思われます。

また、希少動植物の確認情報は、現在、GPS を用いた精度の高い取りまとめが一般的ですが、どのように調査結果をまとめ、活用可能にするのか内容を示してください。

5、最後に、雑木林の動植物については、光の条件が良い早春期の現地調査が極めて重要です。こうした委員からの指摘のもとに、県の調査計画書には早春期の調査を 2 月下旬から 3 月中旬に行うと記されていますが、地元で長年調査をしている関係者は、3 月中旬から 4 月下旬の調査が不可欠と言っています。現地調査時期の設定を変更し、少しでも調査精度を向上させるべきですが、どのように考えるのか教えてください。

以上です。これについては、今日、議論はしません。回答は後日お願いしたいと思います。私たちが幾つか疑問に思っておりますので、きちんとした県の取り組みをお願いしたいと思います。

特に、希少種が今回きちんと把握されていないというのは重大な問題だと思います。それから、民有地について、一番重要なのですが、それを調査してないということは、一部で全体が分かるということは全くあり得ないことなので、おかしいと思います。

それから、この早春期の調査が大事だということに、今回の報告書を見ますと、この時期に全くやっていない。6 月からの調査になっていますね。これは本当におかしいです。

それから、GPS というのは、今、一般的なのですが、今回送られてきた報告書は並べているだけ、このリストが出ているだけということなので、これでは全然役立ちません。

そういうことで、ぜひ県のほうではこれに対する見解をお示しいただきたいと思います。私たちは、場合によっては県知事に見解をたずということも検討しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。時間をとっていただきありがとうございました。

中島会長

ありがとうございます。この辺の認識はお互いに持っていくべきかなと思いました。県から何かありますか。

梅本委員

今、見たばかりなので、ここでご回答申し上げるのは差し控えさせていただいて、また文書という形で出させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひ致します。

中島会長

よろしくお願ひします。すみません、時間を過ぎてしまっていますが、まだ議題が残っていますので、継続させていただきます。

勅使河原委員の公開質問状についてです。お願ひします。

足立副会長

運営委員でもある勅使河原委員から、県知事に公開質問状が出されました。それに対する返事が皆さんのお手元に行っています。これを、今、細かくここで読んでいられませんで、お帰りになって読んで、このところは自分では分からないとか、もっと知りたいとか、県の方は、これはこういうことなのではないかということがあるとお願ひしますので、協議会のほうに提出をよろしくお願ひします。それでよろしいですか。

岩田委員

1点申し上げます。本日、勅使河原委員は体調不良で出れないということで、私のほうで委任状をいただいてきました。これについても、今日ここで議論する時間はないと思いますので、勅使河原さんから聞いているのは、知事からの回答もいただきましたけれども、納得はしていませんと、改めてこれについては対応したいというふうに聞いています。皆さんもこれをお読みいただいて、これはまた別の機会にゆっくり時間をかけてお聞きしたいということで、よろしくお願ひします。

中島会長

一応予定されていた議事はこれで終了であります。何かこの場で確認しておきたいこと、

俎上に上げておいたほうがいいことがございましたら、挙手をお願いします。大丈夫でしょうか。

奥村委員

時間のなかで申しわけございません。所沢市の駒ヶ原特別緑地保全地区の拡大予定区域を皆様にお示ししているところではありますが、このところで地権者の説明会を終えまして、現在、地権者から、都市計画に同意していただけるか、あるいは同意できないかということでご意見を伺っている最中です。今日までに分かっている区域について皆様にお示ししておいたほうがいいかなと思いますので、図面を用意しましたので、お配りしてもよろしいでしょうか。

中島会長

はい、お願いします。

(資料配布)

奥村委員

お手元に届きましたでしょうか。まだ中間の状況でございますので、お配りさせていただきましたが、ご確認していただいた後に回収させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

ご覧いただいておりますとおり、黄色の部分が既に都市計画が終わっているところで、赤のラインが今回拡大をしようということで計画をしているところでございます。地権者の方が21名いらっしゃいまして、その方々に通知を出しまして、場合によってはご自宅に出向いたり、あるいは説明会を開いたりということでご説明をしてきたのですが、凡例のところに赤が同意というふうに書いてありますが、全部が赤で埋め尽くされるのが理想だったのでございますが、ご覧のように、特にグリーンの部分、同意できないという地権者さんがいらっしゃいます。このままですと、残念ですけれども、このグリーン部分は都市計画決定から外さざるを得ないという状況になっております。

また、グレーの部分につきましては、まだ未回答なのですが、うちはちょっと賛同できないよということをおっしゃっている方もおまして、さらにグリーンが増える可能性もありますが、引き続きご理解をいただけるように説明を継続していきたいなと思っておりますのでございます。

中島会長

ありがとうございます。これがちょっとでも赤に変わっていくといいなと思っておりますが、それでもここまでやっていただいていることは成果があると思っておりますので、引き続きよろしく申し上げます。

では、この資料のほうは回収ということになりますかね。

(資料回収)

中島会長

ありがとうございました。では、ほかに議題はございませんかね。

この現況図、また今年の現況図配られていまして、改変地、黄色と黄土色で塗られているところがありますが、私たちの事業というのは自然再生なので、失われたところを再生していくという事業でありますから、例えばこの現況図にある茶色のところ、これはもう駄目なんだなということではなくて、ここが再生していける地域だと。いったん資材置き場になったとしても、それをまた樹林地に戻していくというのが私たちの活動ですので、152 がだんだん失われて今 88 しかないんだという考え方ではなく、あくまでも 152 は 152 で、いったん改変されたところはちょっと手間が増えるなど、またちょっと手間が増えちゃうけれども、これもやがて全体が緑になることを期待して取り組んでいくしかないのかなと思っています。私の世代よりもその次、そのまた次という世代になってこれが完成するぐらいの気持ちで、息の長い取り組みになるかなと思います。何より諦めずに続けていくことが大切かなと思いますので、今後とも粘り強いお取り組みのほうをよろしくお願ひしたいと思います。

ちょっと時間のほうが 10 何分ほど過ぎてしまいました。議事のほうは終了させていただきます。司会のほうにお戻しします。ありがとうございました。

司会 (川越市：武藤)

どうもありがとうございました。以上をもちまして、第 35 回くぬぎ山地区自然再生協議会を閉会致します。

名札は受付にお返してください。長時間にわたりどうもありがとうございました。